

高等学校生徒通学費支援事業

長門市では、高校生の通学費の負担軽減を図ることにより高等学校へ進学しやすい環境を整え、より良質な教育環境の整備を推進することを目的とし、生徒の通学費の助成を行います。

1 助成対象者

次の条件全てに該当する保護者の方が対象となります。

- 市内に住所を有すること
- 高等学校に通学する生徒を扶養していること
- 市税を滞納していないこと

ただし、生徒が次の条件のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- ① 市内に住所を有しないとき
- ② 生活保護法に基づく保護を受けている者
- ③ 児童福祉法に規定する里親に委託されている者
- ④ 満18才に達した日以後最初の3月31日を超えて高等学校に在籍したとき

2 助成金の額

生徒が住所と高等学校の間を往復するため、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路における交通機関（バス・JR）の利用に必要な通学運賃のうち、次の基準額を超える額を助成します。

- ① **所得税課税世帯**の基準額
(令和5年分の所得税が課税されている保護者がいる世帯)
通学定期券の購入費用のうち1ヵ月あたり **8,000円を超える額**
- ② **所得税非課税世帯**の基準額
(いずれの保護者も令和5年分の所得税が非課税となっている世帯)
通学定期券の購入費用のうち1ヵ月あたり **4,000円を超える額**

※ JRを利用される場合は、運賃のみを対象とし、特急料金は対象となりません。

※ 今年度、18歳に達する生徒については、助成の期間を3月31日までとし、令和7年3月末を超える有効な定期券については、適用期間を日割り計算とします。

3 申請方法

子育て支援課に備え付けの申請書に必要事項を記入のうえ、関係書類を添付して、購入した定期券の通用期間中に子育て支援課へ提出してください。(申請書類は、ホームページからもダウンロードできます。)申請は随時受け付けていますが、申請期限は令和7年3月31日(月)までです。申請期限を過ぎた受付はできません。

申請時に提出していただく書類

- ① 高等学校生徒通学費助成申請書
- ② 通学届
- ③ 請求書
- ④ 領収証書または購入(継続購入を含む)された**定期券の写し**

※受給資格を確認するために、**必要な事項に関する書類**その他物件の提出を求める場合があります。

4 問合せ先

子育て支援課 **こども家庭支援班** 〒759-4192 長門市東深川 1339番地2
電話 0837(23)1187 FAX 0837(23)1219